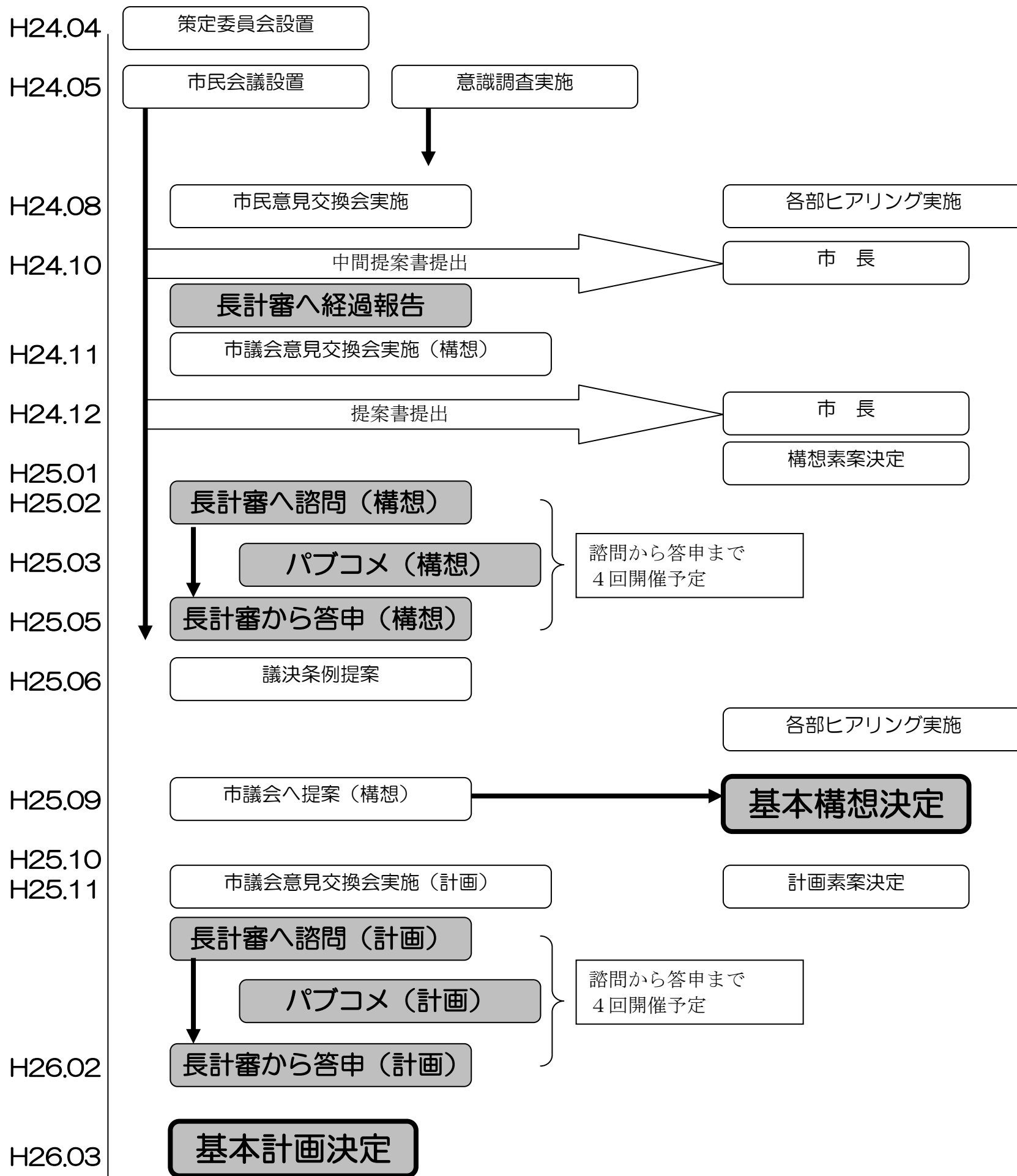


次期基本構想等策定フロー



1・習志野市次期基本構想・基本計画策定委員会設置

副市長を委員長、企画政策部長を副委員長、各部次長を構成員とする委員会で、基本構想・基本計画の作成に必要な資料の収集、調査、研究を行い、また各部局間の調整を図り、基本構想・基本計画の素案を作成する。

2・習志野市次期基本構想・基本計画策定市民会議設置

無作為抽出した 20 歳以上の市民の方に手紙を送付し、参加希望者を募り、市民を委員として選任する。委員数は市民 1 万人に対して 1 人。おおよそ 16 名程度で 8 回程度開催を予定する。

市民会議は策定委員会からの情報提供を受け、習志野市民として、将来の習志野市のあるべき姿、理想の姿を想像した基本構想の素案に係る提案書を提出する。

また、市民委員の一方的な要望、個人的な希望とならぬよう、市民からの意見の聴取、説明会への参加や市議会の傍聴・情報交換への参加も視野に入れる。

なお、平成 23 年度中に試案を作成するので、会議のたたき台として提供する予定である。

3・市民意識調査（基本構想編）の実施

基本構想等の作成に特化した質問内容とした市民意識調査を実施する。規模は 1 万人。

4・各種意見交換会開催

市民及び市議会を対象とした意見交換会を開催する。市民意見交換会は 3 回程度、市議会意見交換会は 2 回程度開催を予定する。

5・各部ヒアリング開催

行政として、基本構想等に掲載すべき案件について整理するにあたり各部ヒアリングを実施する。

6・長期計画審議会への諮問答申

市民会議、意見交換会、各部ヒアリングを通じ作成した素案について長期計画審議会へ諮問する。

まず、平成 24 年度中に基本構想を諮問し答申を得る。その後、平成 25 年度に基本計画に係る諮問をし、答申を得る。

7・市議会への提案

従前、市町村の基本構想は、「地方自治法第 2 条第 4 項」の定めるところにより、議決を経て策定していた。

しかし、平成 23 年 5 月 2 日公布の地方自治法の一部を改正する法律により、当該条文が改正され、基本構想の策定義務が廃止された。

よって、基本構想を議決事件とする旨の条例制定を平成 25 年 6 月議会へ提案する。その後、基本構想の制定について平成 25 年 9 月議会へ提案する。